

補遺

標準業務手順書の見直しを行い、次回の改訂までの間、下記の通り読み替えることにより、標準業務手順書に本補遺を適用する。

対象	旧	新
第1章 1. 目的と適用範囲 4)	なし	4) 治験関連文書を電磁的に取り扱う際は、「 <u>治験関連文書の電磁的取り扱いに関する標準業務手順書</u> 」に則り実施する。

以上

西暦 2025 年 4 月 1 日

医療法人社団 健松会 新赤坂クリニック 青山
院長 松木 隆央

